入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型)「段階的選抜方式」、「新技術導入促進(I)型」、「余裕期間制度（フレックス方式)」、「建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない工事」である。

また、本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

令和４年４月22日

支出負担行為担当官

関東地方整備局長　若林　伸幸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　Ｒ４荒川第二調節池排水門及び囲繞堤新設工事（電子入札対象案件)（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　埼玉県さいたま市桜区下大久保地先

⑷　工事内容　築堤・護岸（Ｌ＝約2,270m)、河川土工　１式、盛土工　約570,000㎥、地盤改良工　１式、固結工（スラリー撹拌）　１式、法覆護岸工　１式、植生工　約106,000㎡、法覆護岸工（高水護岸）　１式、コンクリートブロック工（連節ブロック張）　約1,700㎡、法覆護岸工（低水護岸）　１式、かごマット　約3,700㎡、根固めブロック工　約4,300個、付帯道路工　１式、アスファルト舗装工　約20,000㎡、仮設工　１式、水門（１基)、水門本体工　１式、既製杭工　約370本、矢板工（遮水矢板）　約530枚、水門本体工　１式、コンクリート　約6,100㎥、翼壁工（川側）　１式、コンクリート　約1,200㎥、翼壁工（池側）　１式、コンクリート　約2,100㎥、付属物設置工　１式、池内水路護岸工　１式、堤外水路護岸工　１式、コンクリートブロック張　約1,300㎡、高水敷保護　約3,200㎡、護床ブロック　約1,700個、コンクリート管理橋上部工（ＰＣ橋）　１式、仮設工　１式、上屋工　１式

⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

全体工期：契約締結の翌日から令和８年３月31日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約17,000㎥、鉄筋　約900ｔ、鋼矢板　約1,000枚、既製杭　約370本

⑺　本工事は、入札時に技術提案［ＶＥ提案］を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」及び「賃上げの実施に関する評価」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する［総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型)］の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。なお、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑻　本工事は、企業の技術力（技術提案［ＶＥ提案]、工事全般の施工計画及び賃上げの実施に関する評価を除く）及び配置予定技術者の技術力について記述した競争参加資格確認申請書（一次審査)（以下「一次審査申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「一次審査資料」という）を提出した者のうち、評価点合計が上位の者に限り技術提案［ＶＥ提案]、工事全般の施工計画及び従業員への賃金引上げ計画の表明書等（以下「二次審査資料」という。)の提出を求める段階的選抜方式の対象工事である。

⑼　本工事は資料提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては関東地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。

⑽　本発注工事は、以下に示す試行等の対象工事である。詳細は、入札説明書別表－２による。

①　「ワンデーレスポンス」実施工事

②　完成時の工事成績評定の結果により、総合評価落札方式の加算点等を減ずる試行工事

③　工事コスト調査結果により、工事成績評定を減ずる試行工事

④　建設リサイクル法対象工事

⑤　総価契約単価合意方式

⑥　出来高部分払方式

⑦　「設計・施工技術連絡会議（三者会議)」の設置対象工事

⑧　「設計審査会」の設置対象工事

⑨　現場代理人と配置予定の主任（監理）技術者の兼務を認めない試行工事

⑩　難工事施工実績評価対象工事

⑪　難工事功労表彰評価対象工事

⑫　ＩＣＴ活用工事【土工（発注者指定型)】

⑬　ＣＩＭ活用工事【発注者指定型】

⑭　工事工程表の開示試行工事

⑮　週休２日制適用工事【発注者指定方式】

⑯　新技術導入促進(I)型

⑰　段階選抜一次審査選抜者数拡大

⑱　「生産性向上チャレンジ」の試行工事

⑲　熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事

⑳　条件明示チェックリスト開示の試行工事

㉑　「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

㉒　ＣＣＵＳ義務化モデル工事

㉓　建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（発注者指定型）

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

２　競争参加資格

⑴　次に掲げる条件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年４月22日付け関東地方整備局長）に示すところにより関東地方整備局長（以下「局長」という。)からＲ４荒川第二調節池排水門及び囲繞堤新設工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)の認定を受けている者、又は下記の①から⑨までに掲げる条件を満たしている単体有資格業者であること。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

③　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数(経営事項評価点数)が、1,200点以上であること（②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

④　会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

⑤　平成19年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記㋐及び㋑の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。)）。

㋐　河川における堰、水門いずれかの新設又は改築工事（維持工事及び修繕工事を除く。)で最大径間長が10m以上であること。

㋑　盛土量が100,000㎥以上の工事であること。

なお、ここでいう河川とは、一級河川、二級河川及び準用河川とする。